

別記様式第1号（第2条第1項関係）

食品等流通合理化計画に係る認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名 印
(個人の場合は氏名)

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第5条第1項の規定に基づき、下記の食品等流通合理化計画について認定を受けたいので申請します。

(記載上の注意)

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 共同申請者がいる場合には、行を増やして全ての申請者が記名押印すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記

1 申請者の概要

- ① 法人等の名称又は氏名：
- ② 住所：
- ③ 法人の場合はその代表者の氏名：
- ④ 連絡先（電話番号）：
（FAX番号）：
（メールアドレス）：
（担当者名）：
- ⑤ 資本金の額又は出資の総額：（年 月 日時点）
- ⑥ 従業員数又は組合員数：（年 月 日時点）
- ⑦ 業種：
- ⑧ 決算月：

（記載上の注意）共同申請者がいる場合には、行を増やして全ての申請者について同様の内容を記載すること。

2 食品等流通合理化事業の目標

（記載上の注意）食品等流通合理化事業を実施しようとする背景となる事情、食品等流通合理化事業の実施により実現を目指す姿、目標数値等を定量的又は定性的に記載する。

3 食品等流通合理化事業の内容及び実施時期

（1）食品等流通合理化事業の内容

【講ずる措置の類型】

- 流通の効率化（イ） 品質管理及び衛生管理の高度化（ロ）
- 情報通信技術その他の技術の利用（ハ） 国内外の需要への対応（ニ）
- その他食品等の流通の合理化のために必要な措置（ホ）

（記載上の注意）該当する「講ずる措置の類型」にチェックを入れた上で（複数可）、具体的な取組の内容を記載する。

（2）食品等流通合理化事業の実施時期

年 月 日～ 年 月 日

（記載上の注意）食品等流通合理化事業の目標を達成するまでの計画期間を記載する。

(3) 食品等流通合理化事業を実施する事業所又は卸売市場の概要（複数の場合は、それぞれについて記載する。）

- ① 事業所又は卸売市場の名称：
- ② 所在地：
- ③ 事業開始（開設）年月日：
- ④ 事業内容：

(4) 食品等流通合理化事業を実施するために必要な投資

実施者	年度	施設等の種類	施設等の規模・能力等 (㎡、台、一式等)	事業費 (千円)
計				

(記載上の注意) 「施設等の種類」の欄は、施設、設備、土地、出資その他の食品等流通合理化事業の実施に必要な投資（運転資金を除く。）を記載すること。

4 食品等流通合理化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

年度	実施者	用途	必要な資金 の額 (千円)	調 達 方 法 (千円)						
				公庫	支援 機構	その他の 金融機関	自己 資金	その 他	計	備考
計										

(記載上の注意)

1. 「用途」の欄は、3の(4)に記載した施設等の種類又は運転資金を記載すること。
2. 「調達方法」の欄は、該当する金融機関等について記載すること。
3. 「公庫」の欄は、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の資金の金額を記載すること。また、借入れを予定する資金の内容に応じ、別紙1から別紙3までのいずれかを添付すること。
4. 「支援機構」の欄は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構又は法第9条第2号に規定する支援対象食品等流通合理化事業支援団体からの出資又は資金の貸付けの金額を記載すること。また、支援機構又は支援対象食品等流通合理化事業支援団体の名称を併記すること。
5. 「その他の金融機関」の欄は、金融機関名を併記すること。
6. 「その他」の欄は、補助金等の調達額について、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を記載すること。

7. 法第8条第1項の規定による株式会社日本政策金融公庫の債務保証又は法第17条第1号の規定による食品等流通合理化促進機構の債務保証を受ける予定がある場合には、その旨及び借入先金融機関名を「備考」の欄に記載すること。

5 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度

(記載上の注意) 食品等流通合理化事業により実現される食品等の流通の合理化(食品等の流通の経費の削減又は食品等の価値の向上若しくは新たな需要の開拓)が、どのように農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するのかを定量的又は定性的に記載する。

【別紙 1】

法第 7 条第 1 項の株式会社日本政策金融公庫の資金のうち、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第 7 条第 1 項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金（平成 3 年大蔵省・農林水産省告示第 5 号）の第二の一に掲げるものの貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う食品等製造業者等と農林漁業者等との安定的な取引関係の確立について記載すること。

1 安定的な取引関係を確立する事業者の概要

- ① 法人等の名称又は氏名：
- ② 住所：
- ③ 法人の場合はその代表者の氏名：
- ④ 連絡先（電話番号）：
（FAX 番号）：
（メールアドレス）：
（担当者名）：
- ⑤ 資本の額又は出資の総額：（年 月 日時点）
- ⑥ 従業員数又は組合員数：（年 月 日時点）
- ⑦ 業種：
- ⑧ 決算月：

（記載上の注意）安定的な取引関係を確立する両事業者が共同で申請する場合には記載は不要。

2 安定的な取引関係の内容

品目	取引期間	生産地名	消費地名	取引価格又はその決定方法	販売段階の情報の 農林漁業者等への伝達方法

品目	取 引 量 (kg、%)			取 引 額 (千円、%)			その他
	実績(年度)	計画(5 年後)	伸び率	実績(年度)	計画(5 年後)	伸び率	
計							

（記載上の注意）安定的な取引関係を証する書類（契約書、覚書等）を添付すること。

3 安定的な取引関係の確立のために行う農林漁業投資

実施者	年度	農林漁業投資の内容	整備する施設等の規模・能力等（㎡等）	事業費（千円）

（記載上の注意）

1. 安定的な取引関係を確立する事業者のうち一方が単独で申請する場合には、申請者以外の相手方が行う措置を記載することもできる。
2. 「農林漁業投資の内容」の欄は、農林漁業用生産施設（種苗施設、農林漁業用生産機械、農林水産物貯蔵施設等）の整備、農林漁業用共同利用生産施設（堆厩肥舎、農林水産物集出荷施設、農林水産物調製処理加工施設、農林水産物輸送機器等）の整備、農地所有適格法人への出資、農林漁業関連法人への共同出資又は農林漁業者等による食品の製造・加工事業用資産（食品製造・加工施設、営業権等）の取得を記載すること。
3. 「農林漁業投資の内容」の欄に農地所有適格法人への出資又は農林漁業関連法人への共同出資を記載した場合は、「整備する施設等の規模・能力等」の欄には、出資割合、出資の手段（現物出資の場合は、その内容）等を記載すること。

【別紙 2】

法第 7 条第 1 項の株式会社日本政策金融公庫の資金のうち、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第 7 条第 1 項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金（平成 3 年大蔵省・農林水産省告示第 5 号）の第二の二に掲げるものの貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う食品等販売業者等と農林漁業者等との安定的な取引関係の確立について記載すること。

1 安定的な取引関係を確立する事業者の概要

- ① 法人等の名称又は氏名：
- ② 住所：
- ③ 法人の場合はその代表者の氏名：
- ④ 連絡先（電話番号）：
（FAX 番号）：
（メールアドレス）：
（担当者名）：
- ⑤ 資本の額又は出資の総額：（年 月 日時点）
- ⑥ 従業員数又は組合員数：（年 月 日時点）
- ⑦ 業種：
- ⑧ 決算月：

（記載上の注意）安定的な取引を確立する両事業者が共同で申請する場合には記載は不要。

2 安定的な取引関係の内容

品目	取引期間	生産地名	消費地名	取引価格又はその決定方法	販売段階の情報の 農林漁業者等への伝達方法

品目	取 引 量 (kg、%)			取 引 額 (千円、%)			その他
	実績(年度)	計画(5年後)	伸び率	実績(年度)	計画(5年後)	伸び率	
計							

（記載上の注意）安定的な取引関係を証する書類（契約書、覚書等）を添付すること。

3 安定的な取引関係の確立のために行う食品等の品質管理を適確かつ効率的に行うための施設整備の内容

食品等の品質管理の取組	施設の種類	施設の内容
多温度帯流通等に係る流通新技術の導入		
取引等の情報システム化		

(記載上の注意)

1. 「施設の種類」の欄は、計画書3の(4)に記載した施設等のうち、いずれかの取組に該当する集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設又は情報処理施設を記載すること。
2. 「多温度帯流通等に係る流通新技術の導入」の欄は、1.の施設のうち、情報処理施設以外の施設であって、最適な温度、湿度又は気体成分に合わせて食品等を流通させるための新技術を導入するものを記載すること。
3. 「取引等の情報システム化」の欄は、1.の施設のうち、情報処理施設であって、取引、在庫管理等の情報システム化によりリードタイムを短縮させるものを記載すること。
4. 「施設の内容」の欄は、該当する食品等の品質管理の取組に対応した施設の仕様、見込まれる具体的な効果等を記載すること。

【別紙 3】

法第 7 条第 1 項の株式会社日本政策金融公庫の資金のうち、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第 7 条第 1 項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金（平成 3 年大蔵省・農林水産省告示第 5 号）の第二の三に掲げるものの貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う卸売市場の機能の高度化について記載すること。

- 1 食品等の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品等の仕分及び搬送の自動化等食品等の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等 (㎡、台等)	事業費 (千円)
計				

(記載上の注意) 「施設等名称」の欄は、計画書 3 (4) に記載した施設等のうち、1 の措置を実施するために整備する品質管理保全施設、自動仕分け・搬送保管施設、定温輸送車、加工・調製施設、包装・こん包施設等を記載すること。

- 2 せり売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等 (㎡、台等)	事業費 (千円)
計				

(記載上の注意) 「施設等名称」の欄は、計画書 3 (4) に記載した施設等のうち、2 の措置を実施するために整備するせりの機械化施設、データの分析・提供施設等を記載すること。

3 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

事業実施者	年度	施設等			研修会等			
		施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(m ² 等)	事業費(千円)	回数(回)	人員(人)	研修内容等	事業費(千円)
計								

(記載上の注意)

1. 「施設等」の欄は、計画書3(4)に記載した施設等のうち、3の措置を実施するために整備する研修施設等を記載すること。
2. 「研修会等」の欄は、3の措置を実施するために開催する卸売市場の業務を行う者の知識、技術等の向上に係る研修会等の実施内容を記載すること。

4 卸売業者又は仲卸業者の経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	営業権等			施設等		
		営業権・出資の別	内容等	事業費(千円)	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(m ² 等)	事業費(千円)
				計			計

(記載上の注意)

1. 「営業権等」の欄は、4の措置を実施するために行う他の卸売業者又は仲卸業者からの営業権の譲受け又は他の卸売業者又は仲卸業者に対する出資について記載すること。
2. 「施設等」の欄は、営業権の譲受けに伴い取得する施設等について記載すること。